

工事及び設計等業務における電子納品実施要領

1 目的

この要領は、山口県農林水産部が発注する工事及び工事に係る設計等業務における電子納品の実施に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。

2 電子納品の対象

農林水産部が発注する土木工事及び土木工事に係る設計等業務を対象とする。ただし、電子納品に馴染まない工事及び業務、またはやむを得ない事情がある場合に限り対象外とすることができる。

3 電子納品対象項目

3-1 工事【必須】

土木工事書類一覧表に記載されている、施工管理資料（出来形、品質、写真）及び工事完成図、打合せ簿（情報共有システムを利用した場合）

3-2 業務

下記一覧表に記載されている、業務で作成される資料

☐ 業務管理ファイル		
☐ (1) 報告書フォルダ (REPORT)	☐ (5) 写真フォルダ (PHOTO)	☐ (7) 地質フォルダ (BORING)
☐ 報告書管理ファイル	☐ 写真情報管理ファイル	☐ 地質情報管理ファイル
☐ 報告書ファイル	☐ 写真ファイル	☐ ボーリング交換用データ
☐ 報告書オリジナルファイル	☐ 参考図ファイル	☐ 電子柱状図
☐ 道路中心線形データ報告書ファイル	☐ (6) 測量フォルダ (SURVEY)	☐ 電子簡略柱状図
☐ 道路中心線形データオリジナルファイル	☐ 測量情報管理ファイル	☐ 地質平面図
☐ (2) 公開用成果品フォルダ (OPENREP)	☐ 基準点測量	☐ 地質断面図
☐ 公開用成果品ファイル	☐ 水準測量	☐ ボーリングコア写真
☐ (3) 台帳フォルダ (REGISTER)	☐ 地形測量及び写真測量	☐ 土質試験及び地盤調査
☐ 台帳管理ファイル	☐ 路線測量	☐ その他の地質・土質調査成果
☐ 台帳ファイル	☐ 河川測量	☐ (8) i-Construction (ICON)
☐ (4) 図面フォルダ (DRAWING)	☐ 用地測量	☐ (9) BIMCIM (BIMCIM)
☐ 図面管理ファイル	☐ その他の応用測量	☐ (10) その他
☐ 図面ファイル	☐ ドキュメント	

※農林水産省が定めるガイドライン等（農村整備部）に基づいて行うものについては、
（2）公開用成果品フォルダ (OPENREP) 及び（3）台帳フォルダ (REGISTER) の記載がないため不要。

4 電子納品協議

受注者は、契約後速やかに対象確認等の必要事項を記載した電子納品協議書を提出し、協議するものとする。

5 工事写真データ作成上の留意事項

受注者利用ソフトに制限はないが、納品時には発注者の利用ソフト（写管屋）で読み込める形式とすること。

電子納品する工事写真の作成は、「デジタル写真管理情報基準」によるものとし、写真管理項目の写真情報には、円滑な完成検査が実施できるよう、必要度（◎○△）にかかわらず、工種、種別、細別、測点、設計値、実測値などの必要事項は、漏れなく記入するものとする。

6 CAD 図面の取扱い

電子納品する際のCAD 図面のファイル形式はSXF（SFC）とする。

7 電子成果品の確認

受注者は、作成した電子成果品を電子媒体へ格納する前に、電子納品に関する要領・基準等に沿って作成されていることを確認し、市販ソフト又は「電子納品チェックシステム」（国土交通省CALS/EC ホームページ（森林部・水産部）又は農林水産省ホームページ（農村整備部）からダウンロード可能）等により電子成果品を事前にチェックするものとする。

8 提出する媒体及び部数

- (1) オンライン電子納品を活用した場合
電子媒体の提出は不要とする。
- (2) オンライン電子納品を活用しない場合
電子媒体（CD-R又はDVD-R）を1部提出するものとする。
電子媒体は必ずウイルスチェックを行い、工事（業務）名称や作成年月等必要事項を記載するものとする。
- (3) 電子納品を実施できない場合
紙媒体を1部提出するものとする。

9 検査

- (1) オンライン電子納品を活用した場合
オンライン電子納品システムに登録された成果品を用いて行うものとする。
- (2) オンライン電子納品を活用しない場合
提出された電子媒体（CD-R又はDVD-R）を用いて行うものとする。
- (3) 電子納品を実施できない場合
紙媒体を用いて行うものとする。
- (4) その他
完成前の検査（中間検査等）における電子媒体はCD-R 又はDVD-R 以外でも認めるものとする。

10 適用するガイドライン・要領・基準等

電子納品を実施するにあたっては、国土交通省が定める要領等（森林部・水産部）又は農林水産省が定めるガイドライン等（農村整備部）に基づいて行うものとする。

発注機関コード、住所コード、路河川コードについては、山口県農林水産部農村整備課のホームページに掲載してあるファイルコード一覧表を使用すること。

11 電子納品作成費用

電子納品に必要な経費は、「技術管理費の電子納品等に要する費用」や「電子成果品作成費」に含まれるものとする。

12 その他

電子納品の部分活用（併用）については、やむを得ない事情がある場合に限る。
原則として、紙と電子の二重納品は行わないものとする。

電子納品に当たって、適用するガイドライン・要領・基準への適合が困難な場合など、疑義が生じた場合には、受発注者間で協議の上、解決するものとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。